

# 共同生活のルール

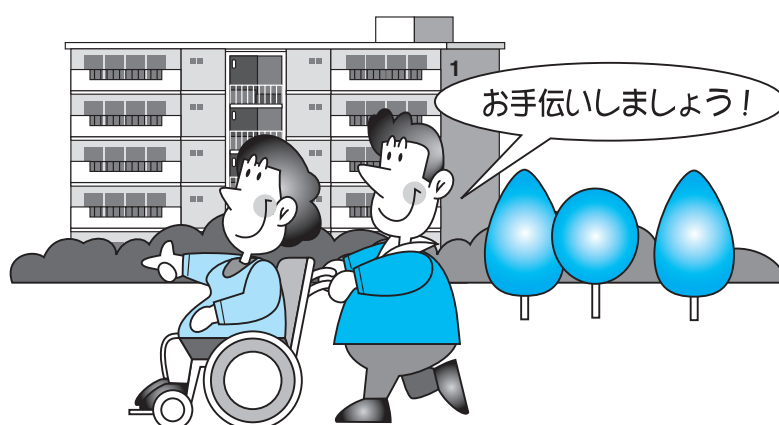
みなさんが住んでおられる府営住宅は、隣と接した集合住宅で、そこには多くの人たちが生活を営んでいます。団地生活を快適なものにするためには、お互いが共同生活のルールを尊重し、それを守っていくことが大切です。

●お互いの生活と人権を尊重し、協力し合っていくことが特に必要です。

## みんなでコミュニティづくりを

府営住宅を快適な生活の場とするためには、みなさんのコミュニティづくりが大切です。

- 住宅内でのいろいろな催し等の活動も積極的に呼びかけ、参加するとともに、周知の入居者にも参加をすすめましょう。
- お年寄りや障がいのある方には、みなさんで声をかける等、配慮しましょう。

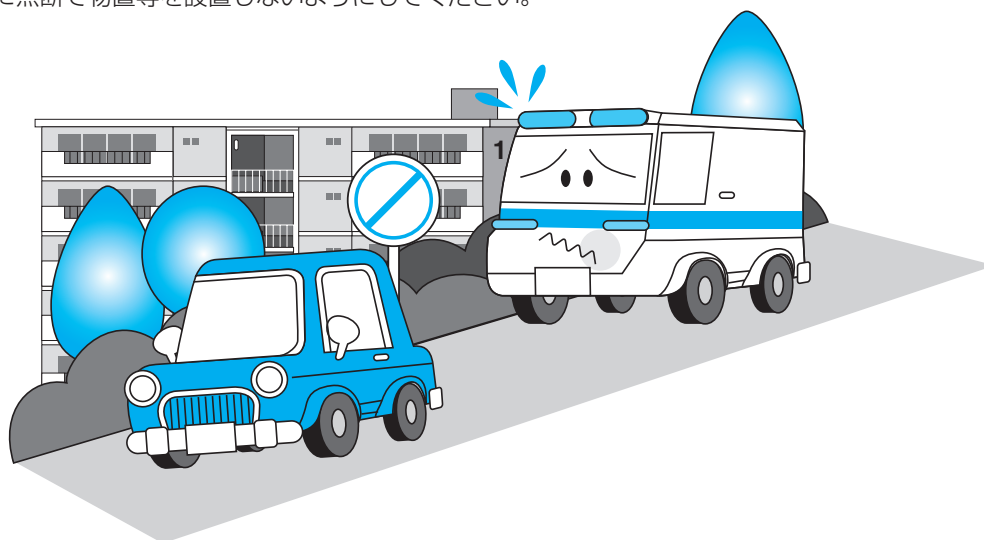


## 迷惑行為の禁止

迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や被害を与えた場合は、住宅を明け渡していただくことがあります。

### [団地内道路の路上駐車、共同敷地内の無断使用]

- 団地内道路に路上駐車すると、交通事故の原因や、緊急時の妨げになりますので絶対にやめてください。
- 共同敷地内に無断で物置等を設置しないようにしてください。



## 【喫煙について】

- 健康増進法の改正に伴い、令和2年4月より屋内共用部（廊下や階段等）や集会所等での喫煙が禁止されました。共用部等での喫煙はやめましょう。

## 【動物の飼育・えさやりについて】

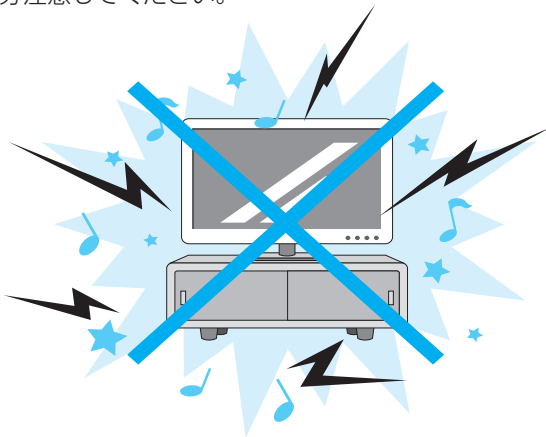
- 府営住宅内では、犬、ネコ等の動物を飼育・えさやりすることはできません。動物の臭い・鳴き声・毛の飛散により迷惑がかかります。



動物の飼育についての団地居住者の合意形成がなされた場合には、当該団地自治会等を通じて、担当の管理センターにお問い合わせください。  
(5・6ページ参照)

## 【住宅内の騒音・振動】

- テレビ、ステレオ等を視聴したり、楽器を演奏するとき等は、適当な音量で、時間を考えて周囲に迷惑のかからないよう十分注意してください。



- 乱暴な玄関扉の開閉は、音が建物全体に響き、他の入居者の迷惑になりますので、特に気をつけてください。
- 集合住宅では、どうしても生活に伴う音や振動が伝わり、知らぬ間に近隣に迷惑をかけていることがあります。お互いに注意するとともに、一般的な生活音にはおらかな気持ちで対応して、楽しい団地生活を送りましょう。

## 【水漏れについて】

- トイレの掃除をするときは、水をまかないでください。防水していない場所で水をまくと、階下へ漏水します。もし、下の階へ漏水させた場合は、下の階の方に迷惑をかけるだけでなく、畳や家具等の損害賠償の費用を負担しなければなりません。

